

平 成 2 0 年 第 4 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成 2 0 年 第 4 回 箕面市教育委員会定例会会議録

1 . 日 時 平成 2 0 年 4 月 1 5 日 (火) 午後 2 時 3 0 分

1 . 場 所 箕面市役所 本館 3 階 委員会室

1 . 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君
委 員 長 職 務 代 理 者 白 石 裕 君
委 員 坂 口 一 美 君

1 . 付議案件説明者

教 育 長 職 務 代 理 者	重 松 剛 君
教 育 次 長	森 田 雅 彦 君
教 育 推 進 部 長	奥 山 勉 君
子 ど も 部 長	井 上 隆 志 君
生 涯 学 習 部 長	
教 育 推 進 部 総 務 次 長	稲 野 公 一 君
兼 次 長 (教 育 政 策 ・ 学 校 管 理 担 当)	
兼 教 育 政 策 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	若 狭 周 二 君
(学 校 教 育 ・ 人 権 教 育 担 当)	
兼 学 校 教 育 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	森 井 國 央 君
(教 職 員 ・ 教 育 セ ン タ ー 担 当)	
兼 教 職 員 課 長	
子 ど も 部 総 務 次 長 兼 次 長	中 村 信 隆 君
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 長	
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 課 長	
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長	黒 田 正 記 君
学 校 管 理 課 長	岩 永 幸 博 君
人 権 教 育 課 長	笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長	加 賀 康 弘 君
子 ど も 政 策 課 長	森 本 博 一 君
子 ど も 支 援 課 長	水 野 賢 治 君
幼 児 育 成 課 長	千 葉 亜 紀 子 君
子 ど も 部 専 任 参 事	津 田 善 寿 君
(幼 稚 園 担 当)	
子 ど も 部 専 任 参 事	荒 木 啓 雄 君
(債 権 担 当)	小 川 衛 子 君
子 ど も 家 庭 相 談 室 専 任 参 事	小 西 敏 広 君
生 涯 学 習 課 長	河 原 弘 明 君
生 涯 学 習 課 参 事	江 口 寛 君
中 央 図 書 館 長	吉 田 卓 司 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	

1 . 出席事務局職員

教 育 政 策 課 担 当 主 査	高 橋 勝 代 君
教 育 政 策 課	森 貴 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市奨学生選考委員会委員任命の件
- 日程第 3 箕面市立学校管理運営規則改正の件
- 日程第 4 箕面市要保護児童対策協議会設置要綱改正の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 7 箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件
- 日程第 8 箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員解職及び委嘱の件
- 日程第 9 箕面市立図書館協議会委員解職及び任命の件
- 日程第 10 箕面市教育委員会事務局職員の勤務時間等に関する規則改正の件
- 日程第 11 箕面市立図書館処務規則改正の件
- 日程第 12 箕面市教育委員会事務局職員(参事級以上)の新体制及び人事発令の件
- 日程第 13 平成20年第3回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 14 教育長職務代理者の報告

(午後2時30分開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成20年第4回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は3名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において坂口委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、議案第24号「箕面市奨学生選考委員会委員任命の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

学校管理課長（岩永幸博君）： 本件は、箕面市奨学資金条例に基づく奨学生を選考するため設置している、箕面市奨学生選考委員会の委員の任期が4月30日で満了することに伴い、新たに委員を任命する必要があるため、箕面市奨学資金条例第6条第2項及び第3項に基づき提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

- 委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第24号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第3、議案第25号「箕面市立学校管理運営規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教職員課長に求めます。

教職員課長（森井國央君）： 本件は、学校教育法の改正に伴い、関係規定を整備するため、本規則の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

- 委員（白石裕君）： 学校の職員の順番について確認します。一番上が、校長、副校長もしくは教頭、首席、指導教諭、教諭の順でいいのか確認します。

教職員課長（森井國央君）： 管理職の順番でいえばそうなると思いますが、新たな職に関しては、管理職ではない位置づけになっており、校長、教頭のような管理職とは、一線を引いていることになります。また、首席の他に、いわゆる教務主任や学年主任などがあります。

- 委員（白石裕君）： 首席とは、役職に近い肩書きであると記憶していますが、異動しても首席教諭という肩書きはそのままであるということとよかったですか。

教職員課長（森井國央君）： 給料表が変わりますので、一度、首席教諭になったら、退職するまで変わりません。ただ、首席が異動することで、次の学校に首席がおられる場合は、首席を指導教諭に名称を変えることはできることになっています。

委員長（小川修一君）： そのことによって、教育委員会として異動についての滞りは起こらないですか。

教職員課長（森井國央君）： 今年が、この制度の2年目ということで、

1 年、2 年で異動される方を首席に任命することにはなりませんので、当面はそのような問題は起こらないと思いますが、年数が経過することにより、首席が重なることがあろうかと思えます。その場合、首席を指導教諭に変える等の対応をすることになります。指導教諭については、各校に複数置いても良いとなっていますので、大丈夫だと思います。

- 委員長（小川修一君）： 当面はそのようなことが起こらないが、事務局として、人事上の配置の点で、職務であるが故に異動することが躊躇されることは起こらないですか。

教育推進部長（森田雅彦君）： 3 年間でどの学校にも、首席あるいは、指導教諭を配置していこうとしています。首席が複数配置になるため、人事異動が停滞するのではないかとのご指摘ですが、「適材を適所に」との基本方針に則り、調整を進めながら、同じ学校に長期間在職することのないように、同一校、7 年、10 年との約束もありますので、それぞれの学校運営がスムーズにいくように人事配置していきたいと思えます。

- 委員長（小川修一君）： 他に、ないようですので、議案第 25 号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第 4、議案第 26 号「箕面市要保護児童対策協議会設置要綱改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども家庭相談室課長に求めます。

子ども家庭相談室課長（中村信隆君）： 本件は、大阪府警察本部からの要請により、本協議会の構成機関・団体のうち、複数の警察関係機関を一機関とする必要が生じたため、及び当該構成機関・団体のうち「大阪府立箕面養護学校」について、名称変更の必要が生じたため、本要綱の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

- 委員（白石裕君）： 「豊中少年サポートセンター」を削除して、警察機関を一本化されるとのことですが、名称からすると、割と広域なサポートセンターだったようですが、非常に重要な役割を果たしていたのではないかなと思うのですが、削除することによって、不都合が生じることはないのですか。

子ども家庭相談室課長（中村信隆君）：確かに在籍していただくことが、我々にとっては望ましく、ありがたいことなのですが、警察の事情もあるとのことから、削除はさせていただきますが、要保護児童対策協議会の事務局側には、青少年指導センターもあり、この青少年指導センターと豊中少年サポートセンターは常に連絡をとっている機関ですので、今後全く連携がとれないものではありませんので、削除とさせていただきます。

- 委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第26号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第5、議案第27号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」及び、日程第6、報告第11号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」は、関連案件ですので、一括審議することにいたしてよろしいですか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）：議案第27号については、かねてから病気療養中の職員の病気休暇期間が4月23日をもって90日を超えるため、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、分限休職処分を発令するため、提案するものです。次に、報告第11号については、かねてから病気療養中の職員1名の病気休暇期間が4月4日をもって90日を超えたため、また、同様にもう1名の職員の病気休暇期間が4月8日をもって90日を超えたため、分限休職処分を発令する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

んか。

- 委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第２７号及び報告第１１号を採決します。本件のうち、議案第２７号については、原案どおり可決すること、報告第１１号については、報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、議案については、原案どおり可決され、報告については、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第７、報告第１２号「箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件」及び、日程第８、報告第１３号「箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員解職及び委嘱の件」並びに、日程第９、報告第１４号「箕面市立図書館協議会委員解職及び任命の件」は、関連案件ですので、一括審議することにいたしてよろしいですか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。
- 生涯学習課長（小西敏広君）： 本件は、箕面市社会教育委員などの解職及び委嘱もしくは任命をする必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第６条第１号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第２項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

- 委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第１２号及び報告第１３号並びに報告第１４号を採決します。本件を、報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第１０、報告第１５号「箕面市教育委員会事務局職員の勤務時間等に関する規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）：本件は、箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正が、３月２６日の箕面市議会本会議で議決されたことなどに伴い、関係規定を整備するため、本規則を改正する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第６条第１号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第２項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

- 委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第１５号を採決します。本件を、報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第１１、報告第１６号「箕面市立図書館処務規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）：本件は、平成２０年度の人事異動にあたり、図書館に主幹を置くため、本規則を改正する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第６条第１号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第２項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

- 委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第１６号を採決しま

す。本件を、報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“ 異議なし ” の声あり)

- 委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第12、報告第17号「箕面市教育委員会事務局職員(参事級以上)の新体制及び人事発令の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長(稲野公一君) : 本件は、平成20年度の箕面市教育委員会事務局の参事級以上の職員の新体制を発令する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理して、平成20年4月1日付けで人事発令しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

- 委員(白石裕君) : 教育委員会というのは、スペシャリストの組織体制がベースだと思います。一般の役所と違い、教育に携わるスペシャリストが多くおられて、その方たちが、政策決定などをする。そのような組織体制が教育委員会の特徴ではないかと思うのです。全体的なキャリアは存じませんが、この人事発令を見ますと、スペシャリストが重要なポストについて、意思決定に加わっているという意味では、非常によいのではないかと思います。また、スペシャリストに対しては、ジェネラリストという言い方があります。これは、一般の行政職員の方ですが、これとのバランスの取り方について哲学が、教育委員会にあるとすれば、バランスの取り具合はどうなのでしょう。私自身の考え方でいけば、かなりスペシャリスト重視の教育委員会体制でなければならないのではないかと個人的には思うのですが、いかがですか。

- 教育次長(重松剛君) : 教育委員会だけではなく、箕面市全体ですが、人事異動する際には、ジェネラリストやスペシャリストについては、一定程度は人材を想定しながら、異動を行っています。人事異動につ

いては、管理職以外は、職員自身の自己申告制度を採用しています。例えば、ある部署に長い間いるので、次にこのような部署の仕事をしたい、あるいはまだ同じ仕事を続けたいというような申告です。また、職員になって主査級試験を受けることができるまでの間に、3回ぐらいいは異動することを人材育成の基本にしています。人事異動の基本は、自己申告で、何がしたいなどの本人からの発意があります。また、もう一つの要素として、職員課長が、本人が希望する場合、個人面談して、その本人の置かれている状況や、やりたいことを聞いた上で判断する制度もあります。さらに、やはり担当部長が自分の所管する組織をこうしたいという考えで、部長の異動にかかる推薦があります。例えば、この職員が欲しいとか、この職員は、次にこのような形で育てるべきではないかななどの、大きく言えば部長の意向があります。やはり本人の意向を尊重してあげたいという気持ちが人事当局に働くものですから、どうしても異動が大きくなります。そのようなことでありながら、教育委員会の場合、指導主事は指導主事で、スペシャリストとしての部分と当然、課長級以上になりましたら、ジェネラリストとしてのマネジメントも要求される部署ですので、それは、ここにいる指導主事、少なくとも課長級以上は、スペシャリストであり、ジェネラリストであると思っています。また、例えば、保育所や図書館などの専門職としての資格を持っている人たちが、主査級以上になってきたら、その人たちはそれなりに、そのポストでもって、スペシャリストでありながら、課長級以上のジェネラリストにいく人もありますが、自分の専門を非常に深く進めていく人もいます。また、我々のような事務職員は、やはり得手不得手の部分もあるかもしれませんが、やはり、課長級以上になれば、ジェネラリストとしてあって欲しいとの意向での人事配置をしているのが基本です。スペシャリストとして、ずっと企画専門的なことをする職員も中にはいますが、部下を多く管理しなければならない課長級以上になれば、それを解消してジェネラリストとしての役割を果たしてもらおう。そのような考え方で人事配置しています。

- 委員(白石裕君)：私もかつてそのような思いを強く持ったのですが、教育委員会事務局に異動されると、学校教育や社会教育、生涯学習の問題やその対処の仕方についてはどうであるかなど、教員の研修だけでなく、行政職員の研修を受ける機会は、あった方がいいのではないかなと思うのですが。仕事を通じて専門家になっていくと思うのですが、新たに教育委員会に来られた場合も、そうでなくても、教育委員会自

体も力をつけないといけない時代になってきましたので、行政職員の学習の機会については、必要なのではないかと思いますのですが、いかがですか。

○教育次長（重松剛君）：教職員の場合は、教育センターを中心としながら、研修体系ができあがっています。我々、事務職の場合は、例えば、公民館で働く職員の集まり、もしくは、生涯学習に関わる集まりで研修があったり、図書館司書は、司書同士の横の連絡がありますので、そのような場所で研修を受けることがあります。また、事務職の場合は、一般的には、職員課で研修予算を持っているのですが、各部でこの研修に行かせたいなど、ノミネートをいくつかして、それを予算要求して、優先順位を決めながら、順次受講させています。ただ、最近は、専門研修というよりも大阪府市町村職員研修所（マッセ大阪）へ集中的に派遣する形で、一般的な行政職員としての研修が多くなっています。教育委員会の職員としての専門的な研修については、予算が縮小されていることもあり、専門職的な研修以外は、過去に比して少ない状況になっています。

○委員長（小川修一君）：本来的には、我々もそのようなところで、今、教育がどうなっているかを含めて研修する必要性があります。白石委員がおっしゃっているのは、ご自身の経験でよくご存じの上で、今の箕面市の教育委員会の職員がどのような研修を受けられるのか、どのように実務を担っていくのかということを教育委員会の内部のものとしての考えを確かめたいというお考えだと思います。例えば、指導主事については、研修も必要ですし、前年の責任者や同僚、先輩方から、実務的に教えいただくことはたくさんあります。このようなことをいかに引き継ぐことができるか、身につけることができるか、それは、やはり組織においての人と人とのつながりに基盤を置いて進められるべきではないかと思うのですが。普段の実務において、異動して来られた指導主事や事務職員に対して、行政としての基本的な考え方をどのように身につけられるのかと白石委員は感じられたのだと思います。このあたりはどうですか。

教育推進部長（森田雅彦君）：指導主事の場合は、学校現場から行政現場に異動した際には、学校とは違ういろいろな実務を行わなければならないのですが、行政のそれぞれの先輩、例えば、文書を作成し、学校に出すなどの業務は、それぞれの課に市職員が配置されていますので、その方から事務処理を覚えていくことが一つです。指導主事の場合は、指導主事会を組織しており、今１８人体制ですが、月１回定

例で夜、指導主事会を開催しています。そこでいろいろな教育課題について、情報交換したり、それぞれの担当している学校の課題や現状についてできるだけ情報を共有しながら学校をサポートしていく体制を組んでいます。併せて、研修会を2月に1度は行っていますし、管理職研修として、校長、教頭、園長先生の研修がありますので、ここに参加させていただき受講しています。このような研修の中で、できたら市職員の方にも入っていただきたいと呼びかけています。例えば、昨年、日清食品の安藤社長にお越しいただき、いろんなマネジメントについて、大変有効な話もしていただきました。その際にも、市職員の方にも呼びかけました。今後もこのように行っていけたらと思っています。

- 委員長（小川修一君）：この件については、普段の生活の中で、流れてしまわずに立ち止まってでも考えていながら仕事を進めていくことが必要であるとの警鐘を白石委員がおっしゃったと思いますので、心したいと思います。

- 委員長（小川修一君）：他にないようですので、報告第17号を採決します。本件を、報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

- 委員長（小川修一君）：次に、日程第13、報告第18号「平成20年第3回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

- 教育推進部総務次長（稲野公一君）：本件は、去る3月18日に開催されました平成20年第3回箕面市教育委員会定例会会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

- 委員長（小川修一君）：この件に関して、質問、意見はありませんか。

- 委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第18号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

- 委員長（小川修一君）：次に日程第14、「教育長職務代理者の報告」を議題とします。教育長職務代理者 教育次長に報告を求めます。

- 教育次長（重松剛君）：（議案書79頁により報告）

平成20年度大阪府市町村教育委員会委員長・教育長会議について

4月4日にアウィーナ大阪で開催され、委員長にも出席いただきました。平成20年度の大阪府教育委員会の体制と大阪府教育委員会の各課の取組重点事項についての説明がありました。

桜保育園運営開始について

民営化により、4月1日から社会福祉法人夢工房桜保育園が運営開始されました。その後、4月13日に民営化に基づくイベントを保護者会と市の共催で行いましたが、保護者会のお話を聞きますと、民営化がこのようなスムーズに移行できたのは、幼児育成課の職員が保護者会や法人との打ち合わせを非常に綿密に行っていたためだということを知り、幼児育成課の職員はよく頑張ったのではないかと、同じ職員でありながら、感心しました。

平成20年第1回箕面市議会定例会について

一般質問で、「実施後1年経過した特別支援教育について」とのご質問がありました。内容については、特別支援教育のコーディネーターの役割あるいは、巡回相談員とスクールカウンセラーとの連携がどうなっているかなど、学校での支援体制はどうかとの内容でした。

教育推進部の行事について

13日が中学校の卒業式、18日が小学校の卒業式でした。29日は、出務いただいたとどろみの森学園の竣工式がありました。4月7日が小学校の入学式、8日が中学校の入学式でした。いろいろ催しものがあるがらの卒業式や入学式だったと思います。

子ども部の行事について

19日が幼稚園の卒業式、25日が保育所の修了式でした。4月10日が幼稚園の入園式でした。

生涯学習部の行事について

1日、2日と西南公民館で、第26回活動祭、また、8日、9日に東生涯学習センターで第22回グループフェスティバルと各施設での活動が非常に活発に行われていたと思います。13日には、生涯学習センター運営審議会、図書館協議会がそれぞれ行われました。

- 委員長（小川修一君）：この報告に関して、何か質問、意見等はありませんか。

- 委員長（小川修一君）：ないようですので、以上をもちまして、本日の会議日程は、終了しました。事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

- 委員長（小川修一君）： ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案４件、報告８件は、すべて議了しました。
- 委員長（小川修一君）： 本日の意見交換としては、この４月にも昨年度に続き、２回目の全国規模の「全国学力・学習状況調査」が実施されますが、それに先立ち、前年度実施した調査について、確認したいと思います。昨年に実施された調査結果の分析について、学力調査と学習状況調査、いわゆる生活調査とのクロス分析としての二次報告の内容と今後の施策等について意見交換をしたいと思います。事務局及び各小中学校においては、昨年１１月末には学力調査の結果分析を一次報告として、市内全体の傾向などを学校教育課のホームページなど文書で公表されました。また、各学校においては、学年だよりなどを活用し、保護者の皆様にそれぞれの学校の成果と課題などの傾向を知ってもらい、昨年度末までに、学力調査と学習状況調査の相関関係をクロス分析し、二次報告として公表するとのことでした。さらに、事務局や各学校ではこの調査の趣旨・目的を十分に踏まえながら、この間、本調査の結果分析から明確になった教育活動や教育施策等の成果と課題を検証していただきました。また、その見直し・改善を図っていかねばならないことから、今後の教育活動に反映していくことが我々の一つの使命だと思います。それでは、二次報告についての報告をお願いしたいのですが、まず、学力調査と学習状況調査とのクロス分析についての概要を教えてください。また、箕面市としての特徴がどこにあったのかもあわせて報告してください。
- 学校教育課長（若狭周二君）： 事務局では、各学校に対し、保護者の皆様への説明責任として、調査結果を分析し、各校の傾向等や効果的な教育活動への改善方策等について文書で公表・説明する旨を周知徹底しましたところ、各学校から誠実な協力をいただき、昨年の１２月、すべての小・中学校で学力調査の結果分析の報告として、一次報告をいただきました。この２月末から３月にかけて、学力調査と学習状況調査とのクロス分析結果としての二次報告を学年だより等で公表いただいたところです。本市では、文部科学省のクロス分析結果を踏まえ、市の分析をしました。本日の報告に際し、留意点が２つあります。一つは、本調査の対象学年は、小学校６年と中学校３年ですが、教科、出題範囲が限定されていることから、学力調査結果は学力の一部であるということです。もう一つは、クロス分析に関しては、必ずしも因果関係を示しているものではないということです。以上、２つの留意点を踏まえ、本市の特徴・概要について説明します。大きく５

点ありました。１点目、国語の勉強が好き、大切である、役に立つと思う子どもの方が、国語の勉強が好きではない、大切ではない、役に立たないと思っている子どもより、平均正答率が高い傾向がありました。２点目は、国語と同様に、算数・数学についても勉強が好き、大切である、役に立つと思う子どもの方が、そう思わない子どもよりも平均正答率が高い傾向が見られました。３点目は、朝食を毎日食べる、事前に持ち物を確認する子どもの方が、平均正答率が高い傾向がありました。４点目は、家庭の人と学校での出来事について話をする子どもの方が、平均正答率が高い傾向がありました。５点目は、新聞やテレビのニュースに関心を持っている子どもの方が、平均正答率が高い傾向がみられました。以上の５点から、子どもたちの学ぶ意欲、基本的な生活習慣、コミュニケーションの力、社会への関心度などが、正答率に大きく関係していると考えられます。

- 委員長（小川修一君）：今の報告を聞きますと、１点目や２点目については、当然のものだと思うのですが。
- 委員（白石裕君）：委員長がおっしゃったとおり、ずいぶん前から言われていたことだと思うのですが、これが数字ではっきりと示されたことは非常に意義のあることだと思います。であれば、よい方向に持って行くにはどうすればいいかということですね。国語を好きになるにはどうすればいいか。朝食を食べてくるお子さんにするにはどうすればいいか。学校や家庭や教育委員会事務局にも課せられた課題として、考えなければならないものが出てきたと思います。そのようなことを具体的に分析することによって、対策を講じなければならないと思うのです。それとは別になりますが、本調査には、子どもたちへの質問紙以外にも学校に対する質問紙がありました。その点についてですが、学力調査と学校質問紙とのクロス分析もされたのでしょうか。
- 学校教育課長（若狭周二君）：学校の質問紙調査と学力調査のクロス分析を行いました。本市の学校数は、小中あわせて２０校ですので、統計的には必ずしも有効とはいえませんが、全国の結果を踏まえつつ、報告します。５点にまとめて報告します。１点目、「授業」の観点から、模擬授業をしているとか、積極的に事例研究等の実践的な研修に取り組んでいる学校の平均正答率が高い傾向がありました。２点目、「子ども」の姿の観点から、当然ですが、授業時間に私語が少ない、礼儀正しい学校の平均正答率が高い傾向にあります。３点目は、「教育環境」の観点から、朝の読書活動の実施あるいは、学校図書館を活用した授業に取り組んでいる学校の平均正答率が高い傾向にあります。４点目ですが、「学

校運営」の観点から、学校における自己点検評価結果、本市では、学校教育自己診断として行っていただいています。それを自校の改善に生かしている学校の平均正答率が高い傾向にあります。5点目は、「地域」の観点から、PTA等地域の人々が学校の諸活動に参加いただいている。自由に授業参観ができる。ホームページで学校の情報を発信している学校の平均正答率が高い傾向にありました。以上の5点が、20校ですが、本市の特徴でした。

- 委員（白石裕君）：まさに今、回答が出ているのかと思います。効果的な学校であるためには、「授業」、「子ども」、「教育環境」、「学校運営」、「地域」の5つ観点から具体的に出た結果をいかに実施していくかが、鍵になるかと思いました。本市としてもこの5点を中心として、子どもたちにとっても、教員にとっても誇りの持てる、自信がつく学校となるように、事務局から学校現場への一層の支援が必要だと思います。現段階で、事務局として、さらに具体的な支援策を考えているのか、教えてください。
- 学校教育課長（若狭周二君）：常日頃から教育次長から、「教育は希望である」さらに、「委員会の役割は、学校への支援である」等の指示を受けています。この4月からは、従来にもまして、学校支援を一層充実しているところです。具体的には、4点あり、すでに取り組んでいる内容もありますが、報告します。1点目は、「授業」の観点からですが、「教育は人なり」といいますが、教員の資質向上を図るために、教育センターの研修内容を本調査結果から見直しました。求めに応じた、校内研修への指導主事の派遣も考えています。2点目には、「子ども」の観点から、子どもの礼儀正しさ、あるいは、子どもの授業の規律も含めて、各校の児童・生徒指導の充実のために、生徒指導担当者授業支援員の増員を考えています。3点目は、「教育環境」の観点から、教育内容・指導方法の工夫改善が必要ですので、7次加配教員の配置換え等の予定をしています。4点目は、「学校運営」「地域」の観点からです。本市では施設一体型の小中一貫校がこの4月1日に開校しましたが、同時に、「中学校区連携型小中一貫教育」の推進・充実を進めています。今年度は、2つの中学校区に研究指定します。教科指導の研究を中心とした中学校区、あるいは生徒指導の研究を中心とした中学校区です。先進的に9年間を見通した連携型の教育内容等の研究に取り組んでいただくようお願いしたところです。
- 委員（坂口一美君）：先ほど、クロス分析の概要について報告いただいたなかで、学ぶ意欲についてありましたが、学習というのは、自ら進

んで取り組んでいくことが大切です。親の立場として、勉強しなさいと強制することはなかなか難しいのですが、その点から、具体的に学習意欲と学力の関係について、特徴的なことが分析で出ているのであれば、教えてください。

- 学校教育課長（若狭周二君）：子どもの学習意欲と平均正答率との関係について、特徴的なことが2点あります。1点目は、小学校の児童では、「総合的な学習時間」の学習が好き、新しいことを発見できるし、その結果、学習したことが日常生活や社会で役立つと思う子どもの平均正答率が高い傾向がありました。また家庭で学校の宿題をする、読書が好きな子どもの平均正答率が高い傾向がありました。好きなことを一生懸命やることが必要だと感じました。2点目に、中学校の生徒では、小学校と同様に、読書が好きな子、家庭で学校の宿題をする子が、平均正答率が高い傾向がありました。逆説的ですが、「テレビゲーム・インターネットをする時間が短い」、「テレビやビデオ等を見る時間が短い」子どもの平均正答率が高い傾向が見受けられました。
- 委員（坂口一美君）：60年ぶりに改正された教育基本法では、家庭教育に関する規定が第10条で規定されています。保護者が子どもの教育について第一義的責任があること、国や地方公共団体が家庭教育支援に努めることが規定されていて、今まで以上に家庭での責任が大事になってきていることと、現状では、保護者が学校に対する要望が多くなってきていると思うのですが、今回のクロス調査では、家庭の大事さも問われていると思うので、もう少し具体的に家庭で努力すべき点がどのようなことか教えてください。
- 学校教育課長（若狭周二君）：家庭においては、子どもたちの基本的な生活習慣の確立が大切と考えています。先ほど申しました、「朝食を毎日食べる」「持ち物を事前に確認する」「ご家庭の人と学校であった出来事について会話する」「規則正しい生活習慣の定着」が必要だと思います。その点で言えば、各家庭でさまざまな事情がありますが、できるだけ、家族そろって朝食、夕食をいただく、団らんの中で「学校での出来事、社会の出来事」の話をするなどが大切だと思います。また、「他人の気持ちが分かる人間になりたい」「ものごとを最後までやり遂げ、うれしかったことがある」子どもたちも平均正答率が高い傾向がありました。特に、小学校の児童では、「自分にはよいところがあると思う子ども」の学習意欲が高いようですので、時にはやさしく、時には厳しく、できるだけ、子どもたちをほめることが大切だと思います。
- 委員（坂口一美君）：家庭でもほめることは、なかなか難しく、親と

してもついつい怒ってしまう場面が多いのですが。また、PTA活動や家庭で心がけていることは、子どもと一緒に共感できるようなことをしていくということです。子どもと一緒に失敗したり、子どもと一緒に達成感を味わったりすることを子育てに心がけているのですが、なかなか家庭の中でできにくい状況になってきている。ここ数年、少年犯罪が非常に増えてきているのですが、親が子どもに手をかけている割には、いじめ・不登校など青少年に関するさまざまな問題が非常に多くなってきている現状の中で、やはり家庭だけではどうしようもない、地域の支援が非常に必要になってきて、安全対策などでいろいろな方が見守り活動をしていただく中でも「しんどい」と言われながらも、地域が応援してくださったり、青少年を守る会の方などが土曜の事業を行ってくださったりしていますが、学校と地域との連携体制を一層充実させ、多様な形態で先生方の支援をする必要があると思うのですが、地域と学校や家庭について今後どのように関わっていくかをもう少し、分析結果をふまえて、話していただきたいのですが。

○委員（白石裕君）： 私も、坂口委員のご意見に同感です。改正された教育基本法第13条でも、家庭、学校、地域住民等の相互の連携協力と規定されていますので、そのことを具体的に考えていかなければならないと思います。事務局から具体的にありましたが、これは非常に大事だと思います。今までの教育問題の解決策はスローガンで終わっていましたが、かなり具体的に何を行えばいいのかということが明確になってきたことは、非常に前進だと思います。そういう意味で、学校、家庭、地域住民との連携を具体的にどうすればいいかを出さなければならないと思います。少し話が大きくなりますが、日本の教育政策は、いつも抽象的で結局、何もせずに済んでしまっているところが多分に多いと思うので、具体的に出すことは非常に大事だと思います。そういうことから、三者の連携を支える事務局の支援のあり方ですが、1つ目は、学習支援活動、2つ目は、部活動指導、3つ目は、登・下校安全確保、4つ目は、学校行事の開催ですね。こういったことを三者に対して支援していることは、箕面市としてかなり支援を行っていることは、私も承知していますが、改めてですが、一層強力にお願いしたいと思います。

○学校教育課長（若狭周二君）： これまでも、地域の皆様方から、子どもの安全・安心に関して、登校、下校時の見守り活動など、温かい支援・協力をいただいています。本調査において、ご指摘のように、子どもたちの学力を形成する要因はさまざまでした。学力と生活の間には、密接な関係があることもわかりました。学校と保護者・地域の関わりが重要

であることも分かりました。そういったことから、三者連携で行わなければならないと考えています。今後とも、子どもたちの基本的生活習慣の確立や多くの人とのコミュニケーションを図ることが大事ですので、地域の皆様による学力向上ボランティアによる支援の充実を図っていききたいと思います。学校の中に入らせていただき子どもたちに学習を教えていただく。具体的には、総合学習の時間に、地域学習の講師をしていただくこと。部活動については、現在も行っていますが、技術指導をお願いすること。登・下校時の見守り活動の中での声かけによるコミュニケーションをとっていただくことなどの一層のご支援・ご協力をいただきたいと思っています。

- 委員長（小川修一君）：先ほどの報告の中に、教育環境の観点からすれば、朝の読書活動の実施が有効であるとありましたが、現在、市内の小学校で読書活動を積極的に行っていることについて、事務局としてどこまで把握していますか。また、今後どのように進めていこうと考えているかを教えてください。
- 学校教育課長（若狭周二君）：図書館司書による読み聞かせなどを行っていますが、不十分な点がまだあると思いますので、それについては、支援していききたいと思います。また、朝の一斉読書については、現在活動している学校の数を正確には把握していないので、後日、報告します。
- 委員長（小川修一君）：ついこの間、南小学校と萱野東小学校の児童が表彰の対象になっていたことが朝日新聞に掲載されていました。学校で行っていることではしょうが、子どもにとっては大変励みになることだと思います。それは、日頃からそのような活動が、地道に継続的に行われていることから、新聞社としても啓発する意味で掲載してくれたと思うのですが。小学校の低学年の子どもにとっては、自分の名前が、新聞に掲載されることは大変刺激的なことだと思うのですが。形ばかりになるのではなく、普段の読書活動に力を入れて、それを一つの方法として盛り上げていこうとする活動とみるべきだと思うのですが、どうでしょうか。
- 学校教育課長（若狭周二君）：我が子のことですが、図書館に行って、1冊本を読むごとに印をいただいて、ほめていただいていたいました。そのような図書館の司書の方の声かけが有効だと思いますので、一人ひとりに応じた読書活動もありますので、本に親しむことに取り組んでいきたいと思っています。
- 委員長（小川修一君）：学校の取組もあろうかと思いますが、この調査の結果で好結果が出ているのですから、それを生かして、ほかの学校

でも行っていただきたいと思いました。また、研究指定校の設置について説明がありましたが、教科指導と生徒指導について2校指定することですが、その点の予算の裏付けと学校への説明について、他校との軋轢が生まれないか。また、効果的に実施してもらうことの方法などについて、説明してください。

- 学校教育課長（若狭周二君）： 箕面市小中一貫教育推進校区事業実施要項により、平成20、21年度について、校区指定をします。生徒指導については第四中学校区を、教科指導については第六中学校区を指定して2年間研究を行っていただきます。校区指定については、本市は従来より、連携として進めていましたので、今現在で生徒指導の連携、教科等の合同研修の連携で少し先の研究を行っている校区を指定しました。これについては、今日の午前中の校長会で確認をいただきました。次に予算についてですが、地域に開かれた特色ある学校づくり交付金、20校各校から1万円ずつ、合計20万円の半分の10万円をそれぞれ計上しようと考えています。また、夏休みに、地域に開かれた特色ある学校づくり発表会を例年行っており、昨年からは、市民に公開していますが、この中での発表は、各中学校区で行いますので、生徒指導や教科指導について、この2つの中学校区からは、途中経過も含めて報告いただく予定です。
- 委員長（小川修一君）： こういった研究指定の事業を行う限り、学校としても、努力していただかなければならないのですが、適切なアドバイスなども事務局としては、心がけておけば、より効果が出るのではないかと思います。これとは別になりますが、この調査の目的を考えたときに、教育委員会や学校が全国的な状況との関係の中において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握すること、そして、その改善を図ることだと考えてきましたが、実際、子どもたちに直接、教育、支援等、教えていただくのは小学校と中学校あわせて、600名近くの教職員の方々です。先生方への支援方策はどうなっているのでしょうか。不易と流行は、両方大切だと思います。この両方を先生方への研修として、提供することが大事だと思います。先生方のニーズを踏まえたえでの研修となっているのかどうか。本調査の課題を踏まえた研修となっているのかを考えておかなければならないことだと思います。さらに、最初に、学校教育課長から学校支援策として、4点説明いただいたが、追加があれば、説明していただきたい。
- 教育センター所長（加賀康弘君）： 教育センターから教職員の研修について補足説明します。教育センターでは、調査の分析により、知識

技能を活用する力が比較的弱いということがありましたので、授業実践力の向上という観点から授業力アップ講座を実施しています。昨年度は、小学校の国語・算数・理科・社会として実施しました。本年度はさらに体力向上を目指し、小学校の体育科、中学校においては、数学・理科を新たに加え実施する予定です。申しました講座は、講義型の研修ですが、本年度においては、さらに連続講座として、授業研究を取り入れて連続的に同じ教科を学習することを中心として、小学校の国語、中学校の国語・英語を実施し、充実を図っていきます。ご指摘の学校支援や教師のニーズに応じた研修として、小学校校内や中学校校区での研究が進んでいますので、その研究に対して、教育センターとして研修会を全面的にサポートする予定です。

- 委員長（小川修一君）： 教員が何を求めているか、教員として何を身につけるべきかということを考えた上で、研修を進めていくことが必要だと思いますし、その成果が上がるようにみていきたいと思います。
- 教育推進部長（森田雅彦君）： 今回、43年ぶりに全国一斉に「全国学力・学習状況調査」が実施されましたが、やりっ放しではなく、実際に、学校も教育委員会もこの結果をどのようにいろんな施策につなげていくかが大切だと思っています。今回は小学校6年生、中学校3年生の国語と算数・数学に対して実施されましたが、全体を見たときに、全国平均、大阪府平均と比較して、箕面の子どもたちは概ね良好な成績であったととらえています。ただ、国語においては、読解力や表現をする力については少し課題があるのではないかと、教育センターもそのようなところに視点を当て、研修の充実を図っていきます。また、各学校においても、読書活動や作文の指導等をより一層進めていこう、教育課程の中で実施していこうと考えていただいています。学校を支援していくためには、人的な支援が必要かと思うのですが、国の7次定数改善加配、具体的には少人数加配ですが、今までは一度ついたらずっとついているものです。小学校で16名、中学校で14名現在配置しています。課題のある学校に配置していく目的で、府教委とも協議して、今回、課題のある学校に配置換えしたところです。次年度以降もこのように進めていきたいと考えています。また、基本的生活習慣の定着やよりよい学習環境の醸成のために、市単独で、生徒指導担当者の授業の支援者として10名配置していました。これに、新たに小学校に1名つけていただいたので、これにより、小学校に6名、中学校に4名、国の加配が1名の計11名で配置して、各学校を支援していきたいと思っています。調査は、今年度も4月22日

に実施が予定されていますが、このような形で、それぞれの課題について、教育委員会と学校がともに取り組んでいきたいと思っています。

- 委員長（小川修一君）： 本年度も4月22日に実施することは、決定しているのですが、実施することについては、2月の定例会にて決定したところですが、昨年度同様、保護者への協力依頼、周知、また、課題としてあったこと、例えば、個人情報の保護、悉皆調査でなくともいいのではないかとということ、返却の時期、公表の仕方などをさらに、注意を払いながら、実施していく必要があると思います。当日までいろいろと準備しておかなければならないことや心がけておかなければならないことがあるかと思いますが、ぜひ実施については、遺漏ないように対応していきたいと我々も考えていますが、どうですか。
- 教育次長（重松剛君）： まず、保護者の皆様への協力依頼については、学校長名で協力依頼文について配付しています。その際には、文部科学省からの調査協力依頼のリーフレットを増刷して同時に保護者の皆様にご案内したところです。そのような形で周知を図っています。ご指摘の、昨年度からの引き続きのいくつかの課題についてですが、個人情報の保護については、文部科学省からも個人名を書かないでする方式「氏名・個人番号対照方式」で対応すること。なぜ悉皆調査なのかということも、目的に20年度の実施要領に新たに明記されています。昨年度、調査結果の返却が結果的に10月にずれ込み、検証改善サイクルに無理があったのですが、本年度は、スケジュールとして9月に返却される予定です。事務の流れがスムーズにいきますように、本調査の担当者である教頭先生に昨日、留意点・注意点などについて事務局から詳細に説明しました。また、本調査の責任者である校長先生には、本日の午前開催しました校長会で、再度、調査内容・流れなどについて確認、周知徹底しました。この調査の結果を、経年比較の観点から本市の教育・教育施策の成果に十分に生かすべく取り組んでいきたいと考えています。4月22日の前日、当日、翌日の調査の円滑な実施については、適切に対応していきたいと思っています。
- 委員長（小川修一君）： この件については、事業を成功させるための心がけが確認できたと思います。その点を踏まえた上で、この事業を有効に活用しながら箕面市の教育の充実発展のための方策として取り組みたいと思います。
- 委員（坂口一美君）： 昨年度の調査の分析結果についてホームページに掲載されているのですが、分析や公表の仕方には制約があることは重々承知していますが、そのうえで、なおかつ掲載の仕方を保護者や

いろんな方が見てもわかりやすいようにしていただきたいと思います。
また、今回の調査とは別に、子どもの勉強する環境についてですが、
今日お答えいただかなくて結構なのですが、橋下知事が4月11日に
1,100億円の削減方策の一つとして35人学級の廃止がありました。
これについては、いろいろと保護者にも意見があって、箕面の保
護者でも、府の保護者でもいろんな意見があって、大阪府が平成17
年度、18年度にその効果についても、生活面、学習面のいろいろな
ところで、成果として調査をしたものが出された上で、今回廃止と言
うことですが、これに対し、箕面市としては今後どのように影響され
るのか。子どもたち、特に1年生の現況がどのような形で影響される
のか。どうすれば保たれていくのか、ということを今後教えて欲しい
と思いますし、箕面市としての効果があるのか、何かの機会で教えて
欲しいと思います。

- 学校教育課長（若狭周二君）：1点目の件ですが、非常に制約が多い
のですが、委員のご指摘を踏まえて、「わかりやすさ」をキーワード
に創意工夫するように努力します。
- 委員長（小川修一君）：他にありませんので、これをもちまして、平
成20年第4回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後4時15分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに
署名する。

箕面市教育委員会

委員長 小川 修一

委員 坂口 一美